

米空軍・海兵隊の合同即応訓練に対する意見書

米軍嘉手納基地所属の米空軍第18航空団は、12月1日から嘉手納基地を拠点に米海兵隊所属の航空機との合同即応訓練を地元自治体などの中止要請にもかかわらず昨年に引き続き強行した。

今回の訓練では、岩国基地から移動してきた海兵隊員約700人とFA-18ホーネット戦闘攻撃機やAV-8ハリヤー垂直離着陸機など約35機と共に、米軍部隊の任務遂行能力の維持を目的として運用即応体制を高める異例の大規模訓練を5日まで実施した。即応訓練によって、嘉手納基地周辺では昼夜を問わずエンジン調整音やFA-18戦闘攻撃機の離陸に伴う爆音にさらされ、本市上空においても70デシベルから100デシベルを超える航空機の騒音が連日鳴り響いた。

嘉手納基地においては、PAC3の配備、深夜・早朝の離陸や外来機の飛来、GBS訓練、パラシュート降下訓練も固定化されるなど、米軍再編後もますます基地機能が強化されている。

また、12月8日に米カリフォルニア州サンディエゴ市の市街地に墜落事故を起した戦闘機と同型機であるFA-18戦闘攻撃機が、事故原因が究明されない状況にもかかわらず嘉手納基地で飛行訓練を続けており、基地周辺の住民に恐怖と不安を与えている。

本市議会は、これまでも幾度となく基地機能の強化につながる訓練や外来機の飛来などに対して抗議決議を行ってきたが、騒音防止協定やSACO合意事項さえも遵守されない現状での今回の合同即応訓練は明らかに負担軽減に逆行するものであり、到底容認できるものではない。

よって、うるま市議会は、県民や市民の生命・財産、安全、平穏な環境を守る立場から今回の米空軍・海兵隊の合同即応訓練に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

記

1. 嘉手納基地での新たな市民負担に繋がる訓練を一切行なわないこと。
2. FA-18戦闘攻撃機の飛行訓練を即時中止すること。
3. 嘉手納基地の負担軽減を速やかに実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月15日

沖縄県うるま市議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣
外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長